

平成20年9月定例議会

平成20年9月9日

村長 提案説明

本日ここに平成20年朝日村議会9月定例会を招集いたしました所、議員の皆様方にはお揃いでご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、今年の夏は地球温暖化の影響と思われます猛暑が続き、盆以降は一転して局地豪雨（ゲリラ雨）による災害が各地で発生しました。しかしながら、台風の日本列島への上陸は、8年ぶりにゼロであったという奇妙な夏を体験するなど、近年地球規模での気候が大きく変動してきております。

この事により、当朝日村の農業は、猛暑の間は畑総事業による灌水施設が大きく効験をいたしましたが、盆過ぎの長雨は野菜の品質に栽培農家の個人差が出て、良い品物の出荷は売上が伸びているとお聞きいたしております。

また、原油高による諸物価の高騰は、日常生活への影響を始め、農業生産コストが上昇し、手取価格であります実収入が心配される所であります。

いずれにいたしましても、今後秋野菜の出荷期を迎えるに当たり、価格が安定した推移を保ち、農家の皆さんが元気よく取組める事を期待するものでございます。

さて、提出議案の説明に先立ちまして、当面しております懸案事項について若干申し上げます。

まず、路線バスの廃止問題についてでございます。

6月議会でも申し上げましたが、その後の取組につきましては、国土交通省が本年度からスタートさせた「地域公共交通活性化・再生総合事業」に認定されまして、村外の関係機関も含めた地域公共交通協議会を発足して、来年度を目標に計画を進めている所でございます。

しかしながら、経営再建に取り組む松本電気鉄道株式会社からは、7月30日付で本年12月15日を目途に、路線バスを廃止する通知がありました。そこで、来年度からの新しい交通体系へ移行するまでの間、暫定的な交通手段を確保する必要に迫られております。現在運行しております通学バス、福祉バスの見直しを始め、関係する近隣市村と協議中でございまして、利用者に不便を掛けのないよう鋭意努力している所でございます。

なお、暫定交通手段案がまとまりました時点で、議会を始め地域公共交

通協議会に諮ってまいる所存でございます。

次に、本年度の税収について申し上げます。

去る8月下旬、県は本年度当初予算に比べ、176億円の歳入不足の予測を公表いたしました。原因は、企業の業績悪化の影響による法人税の落ち込みが主なものでございます。この事は、県に限らず各自治体でも同様でございます。それぞれ対応に英知を絞っている所でございます。当朝日村におきましては、法人村民税予算3,450万円を見込んでおりますが、現状では38%にあたります1,300万円の減収が見込まれております。また、昨年来からの原油高騰による光熱費は冬場に向って各施設で不足が予想されます事から、今後の予算執行に当り職員の自覚と工夫による効率化に期待を致しております。

なお、本議会は平成19年度の決算認定もお願いしておりますが、税を始めとする公共料金を含めました11項目の会計で、18年度に比べ収納率が0.7%アップの99.2%となりまして、未納額が520万円程減少しました。職員の努力に感謝すると共に、引続き100%納税を目ざして取り組んでまいる所存でございます。

次に、総合防災訓練についてでございます。

国は9月1日を防災の日と定め、国を挙げて訓練に取り組んでおりますが、当朝日村では前日の8月31日(日)に、地震総合防災訓練を各区毎に自主防災会を中心に実施していただきました。

主会場の小野沢区は、区民約100人の参加により、倒壊家屋からの救助等近隣の皆さんと協力した協同訓練等が実施されました。また、本年は初めての取組みとして、副主会場である西洗馬区において、県の危機管理防災課の職員による避難所立ち上げ想定訓練の指導がされましたが、周知が行き届かなかったのか参加者数に課題が残ったようでございます。その他、各区毎の防災会の取組みにより、当日は村民約800人の参加者による訓練が行われました。

災害時には、村民一人ひとりの行動が重要であり、近隣の伍長単位から地域住民の力を結集することが大きな力となると言われております。

防災訓練を通し、災害などに備えた安全で安心な村づくりを更に進めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてでございます。

本年4月に税制改正がされ、新しい制度でございます。個人の納税者が居住地以外の市町村等に寄付をすると、その分住民税が控除される仕組みでございます。都市と地方との財政格差是正に生かされればと捉えております。

当村におきましては、現在6人の方から66万円のご寄付をいただいております。中でも父親の勤務の関係で、小学校6年生の時、1年間朝日村で過ごされた方が、友達と鎖川で魚取りや、山での山菜、キノコ狩り等を体験された事が60有余年経過した今でも心に残り、感性が養われる少年期に、自然豊かな地での育ちは大切であり、子供のために小学校で図書を購入してほしいとの事でした。

この様な事から、議員の皆様を始め、村民の皆様から「ふるさと納税制度」をご理解いただき、積極的にご協力を賜りたいと存じます。

なお、本議会にこの制度に係る条例をお願いしてございます。

次に、裁判員制度についてでございます。

平成16年に新しく法律が制定され、来年、平成21年5月から刑事裁判について、民間人が裁判員として参加する事になりました。既に、報道等を通じ、また模擬法廷等が開催され、準備が進んでいるものと思います。

この度、去る8月27日付で、長野地方裁判所松本支部から朝日村に、裁判員候補者の割り当てがありました。これを受けて、村の選挙管理委員会では9人の候補者を選出し、裁判所へ報告がされました。これにより、裁判員候補者として登録されることになります。なお、候補者の任期は1年となっております。候補者の選定は毎年行われる事となります。

次に、養護老人ホーム温心寮についてでございます。

この事は、6月定例議会で申し上げましたが、波田町保健福祉センター隣に移転改築するものでございまして、この度工事発注が行われ、建設本体工事は89,649万円で、岡谷・橋詰特定建設工事共同企業体が、電気設備工事は18,364万円で、松本電業・信州電機特定建設工事共同企業体が、機械設備工事は、43,050万円で、ルピナ・大和特定建設工事共同企業体がそれぞれ請負いまして、工期は平成21年11月となっております。

それでは、只今上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

本日提案申しあげました議案は、条例4件、朝日村土地開発公社1件、決算8件、予算8件の計21件でございます。

まず始めに、議案第51号朝日村ふるさと応援基金条例の制定につきましては、先程も申し上げましたが、今年度から始まったふるさと納税の趣旨により、村が受納した大切な寄付金の管理を明確化し適正かつ有効に活用するため制定するものでございます。

次に、議案第52号認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第54号朝日村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正及び関連する法律

の施行に伴い文言の変更等を行うものでございます。

次に、議案第55号朝日村土地開発公社定款の変更については、関連する法律の改正に伴い定款の変更について議会議決をお願いするものでございます。

次に、議案第56号から議案第63号の平成19年度決算の認定でございますが、監査の結果、数値的には別冊決算書の決算明細書の会計別、総括表のとおりとなりましたので、監査委員の報告書を添えてご提案いたします。

なお、監査委員からいただきました意見は、今後行政運営に生かしてまいる所存でございます。

次に、補正予算についてご説明いたします。

まず、議案第64号平成20年度朝日村一般会計補正予算（第4号）については既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ11,783千円を追加して予算総額を2,488,383千円とするものでございます。

歳入の主なものは、繰入金の5,353千円、諸収入の3,890千円でございます。歳出の主なものは、総務費の賦課徴収費5,700千円、消防費の備品購入費1,500千円、公民館費の備品購入費2,350千円でございます。

次に、議案第65号平成20年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ20,430千円を追加して予算総額を439,430千円とするものでございます。

今回の補正は一般国保及び退職国保被保険者の医療費増額に伴うもので、その財源として交付金等を充当するものでございます。

次に、議案第66号朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,995千円を追加して予算総額を316,995千円とするものでございます。

今回の補正は前年度の精算による返還金が生じた為で、その財源として繰越金を充当するものでございます。

次に、議案第67号朝日村老人保健特別会計補正予算（第2号）でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,988千円を追加して予算総額を65,194千円とするものでございます。

今回の補正は前年度の精算による返還金が生じた為で、その財源として交付金を充当するものでございます。

次に、議案第68号朝日村簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ190千円を追加して予

算総額を 112,790 千円とするものでございます。

今回の補正は施設の修繕が生じた為で、その財源に繰越金を充当するものでございます。

次に、議案第 69 号朝日村下水道特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,550 千円を追加して予算総額を 403,384 千円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、委託料の 15,500 千円で、その財源に補助金及び起債を充当するものでございます。

次に、議案第 70 号朝日村観光レクリエーション施設特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 437 千円を追加して予算総額を 9,232 千円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、施設管理費の増額で、その財源に繰入金等を充当するものでございます。

次に、議案第 71 号あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、今回の補正は、歳入の財源振り替えを行うものでございます。

また、議案以外のものとしたしまして、今年度から新たに報告が義務付けられました、平成 19 年度の健全化判断比率（これは 4 つの指標でございます。）及び公営企業会計資金不足比率について報告をするものでございます。

この中で、実質公債費比率につきましては、20. 2%でございまして、昨年より 2. 1 ポイント改善がされましたが、私は昨年 6 月定例議会において、財政の健全化を図るため、平成 20 年度決算以降、国、県の規制を受けない 18%以下に目標設定をし、取り組んでまいりました。

しかしながら、昨今の我国の経済は、急速に悪化している状況であり、先行き不透明感が広がる中で、地方財政を取り巻く情勢は一層厳しさが予想されますが、私はプロとしての職員の英知に期待をし、目標に向かって引続き推進してまいる所存でございます。

以上、本日提案いたしました議案等について、ご説明申し上げましたが、決算につきましては会計管理者から、条例、予算につきましては担当課長及び担当者から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。